

定価(消費税別)一箇年 一六〇〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第五十一号の二

平成十四年

十月九日

水曜日

目次

選挙管理委員会

不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示の一部改正……………一
不在者投票を行うことができる施設の指定……………一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四十三号の二

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第三項第二号の規定による、不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示(昭和四十四年山梨県選挙管理委員会告示第七号)の一部を次のとおり改正する。
平成十四年十月九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

一の表中「石和町国民健康保険峡東病院」の項を削る。

山梨県選挙管理委員会告示第四十三号の三

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第三項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設の指定を次のとおり指定する。
平成十四年十月九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

病院の名称	所在地
医療法人康麗会 山梨峡東病院	東八代郡石和町市部八〇九番の二

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番